



平成18年5月18日

関係各位

高千穂交易株式会社
代表取締役社長 戸田秀雄
(コード番号 2676 東証第1部)
問い合わせ先
取締役常務執行役員
経営システム本部長 赤堀寛人
電話 03-3355-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月28日開催予定の第55回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 会社法（平成17年法律第86号）および会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）ならびに会社計算規則（同13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

単元未満株式の権利を明確にするため、変更案第8条（単元未満株式の権利）を新設するものであります。

株主総会における議決権の代理行使に際して、代理人の数を明確にするとともに、株主様への周知を図るため、変更案第17条（議決権の代理行使）において、代理人の数を1名と定めるものであります。

株主総会の招集手続における参考書類等の提供に際して、インターネットの利用が一部可能となったことから、株主総会招集事務の効率化を図り、株主様の利便性が向上するよう、変更案第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

取締役の解任決議の要件が緩和されたことに伴い、経営の安定性を確保するため、旧商法の規定に倣い取締役の解任決議の要件を加重するよう、変更案第23条（取締役の解任）を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第29条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

社外監査役の賠償責任限定契約の締結が可能となりますので、独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、社外監査役との賠償責任限定契約を可能とするため、第44条（社外監査役の責任免除）を新設したいと存じます。また、併せて社外取締役についても独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、社外取締役との賠償責任限定契約を可能とするため、第33条（社外取締役の責任免除）を新設するものであります。

- (2) 取締役の意思決定・監督の機能と業務執行の機能を分離し、業務運営の責任や役割を明確にするため、変更案第26条（取締役会の招集権者および議長）において、取締役会の招集権者を代表取締役会長に変更するものであります。
- (3) 上記各変更に伴う条数の変更を行うとともに、条数の整理、一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 28 日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p>第5条 (<u>会社が発行する株式の総数</u>) <u>当社が発行する株式の総数は、36,000,000株とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6条 (<u>自己株式の取得</u>) <u>当社は、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>第7条 (<u>1単元の株式の数</u>) <u>当社の1単元の株式の数は、100株とする。</u></p>	<p>第2章 株 式</p> <p>第5条 (<u>発行可能株式総数</u>) <u>当社の発行可能株式総数は、36,000,000株とする。</u></p> <p>第6条 (<u>株券の発行</u>) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第7条 (<u>単元未満株主の売渡請求</u>) <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求することができる。</u> <u>2. 前項の請求があった場合において、当社が売渡すこととなる数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</u></p> <p>第8条 (<u>単元未満株式の権利</u>) <u>当社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 前条に定める請求をする権利</u></p> <p>第9条 (<u>自己の株式の取得</u>) <u>当社は、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第10条 (<u>単元株式数</u>) <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条（名義書換代理人） 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2.名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3.当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3.当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第9条（株式取扱規則） 当社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第12条（株式取扱規則） 当社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第10条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2.前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p>	<p>第13条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2.前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>
<p>第3章 株主総会 第11条（招集） 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合にこれを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会 第14条（招集） 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合にこれを招集する。</p>
<p>第12条（本文省略）</p>	<p>第15条（現行どおり）</p>
<p>第13条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>
<p>第14条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第15条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>第18条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および「連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第4章 取締役および取締役会 （新 設）</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第20条（取締役会の設置） <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>
<p>第16条（本文省略）</p>	<p>第21条（現行どおり）</p>
<p>第17条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>第22条（取締役の選任） 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p>3.（本文省略） （新 設）</p>	<p>3.（現行どおり） 第23条（取締役の解任） <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有するものが出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条（代表取締役および役付取締役） 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</p> <p>2.（本文省略）</p> <p>3.取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名を選任することができる。</p> <p>第19条（取締役の任期） 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2.（本文省略）</p> <p>第20条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第24条（代表取締役および役付取締役） 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3.取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>第25条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>第26条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第21条（本文省略） 第22条（本文省略）</p>	<p>第27条（現行どおり） 第28条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>	<p>第29条（取締役会の決議の省略） <u>当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
<p>第23条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>第30条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う</p>
<p>第24条（本文省略）</p>	<p>第31条（現行どおり）</p>
<p>第25条（取締役の報酬および退職慰労金） 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第32条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>
<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>	<p>第33条（社外取締役の責任免除） <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (新 設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 <u>第34条 (監査役および監査役会)</u> <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>
<p>第26条 (本文省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>第27条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第36条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>第28条 (監査役の任期) 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第37条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第29条 (常勤監査役) 監査役は、<u>互選により常勤監査役を選任する。</u></p>	<p>第38条 (常勤監査役) 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第30条 (本文省略)</p>	<p>第39条 (現行どおり)</p>
<p>第31条 (本文省略)</p>	<p>第40条 (現行どおり)</p>
<p>第32条 (監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>第41条 (監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>第33条 (本文省略)</p>	<p>第42条 (現行どおり)</p>
<p>第34条 (監査役の報酬および退職慰労金) 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第43条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会<u>の決議によって</u>これを定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第44条 (社外監査役の責任免除) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>第 6 章 会計監査人</u> <u>第45条 (会計監査人の設置)</u> 当社は会計監査人を置く。</p>
(新 設)	<p><u>第46条 (会計監査人の選任)</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
(新 設)	<p><u>第47条 (会計監査人の任期)</u> 会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとする。 <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新 設)	<p><u>第48条 (会計監査人の報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て決める。</p>
<p>第 6 章 計 算 <u>第35条 (営業年度)</u> 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</p>	<p>第 7 章 計 算 <u>第49条 (事業年度)</u> 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎事業年度末日を決算期とする。</p>
<p><u>第36条 (利益配当金)</u> 当社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。</p>	<p><u>第50条 (剰余金の配当)</u> 当社は、株主総会決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、期末配当金という。)を支払う。</p>
<p><u>第37条 (中間配当)</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配</u>(以下、中間配当という。)を行うことができる。</p>	<p><u>第51条 (中間配当)</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当</u>(以下、中間配当金という。)を行うことができる。</p>
<p><u>第38条 (利益配当金等の除斥期間)</u> 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. (本文省略)</p>	<p><u>第52条 (除斥期間)</u> 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. (現行どおり)</p>

以 上